

承認第4号の資料

「寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の改正要旨

税目	条 項	条 例 見 出 し	改 正 要 旨	改 正 前	改 正 後
国民健康保険税	第3条	課税額	後期高齢者支援金等課税 限度額の改正	22万円	24万円
	第11条	国民健康保険税の減額	後期高齢者支援金等課税 限度額の改正	22万円	24万円
			軽減判定所得基準額の改正	29万円	29万5千円
				53万5千円	54万5千円